

## 山梨県妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 山梨県妊婦のための支援給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第68条第1項の規定に基づき、市町村が支弁する妊婦支援給付金の支給のために要する費用を交付することにより、必要な体制整備を行い円滑な支給及び運用の効率化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、「妊婦のための支援給付事業の実施について」（令和7年6月24日こ成環第266号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「妊婦のための支援給付事業実施要綱」に基づき、市町村が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 別表の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た交付額とする。  
ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合または補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(変更交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、変更すべきものと認めるときは速やかに変更交付の決定を行い、変更交付決定通知書(様式第4号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、変更交付申請書を提出すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(様式第5号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知(様式第7号)により通知するものとする。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

3 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の返還)

第12条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(補助金の交付方法)

第13条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村に対し、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

4 取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、交付金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第16条 特別の事情により第4条、第5条、第7条及び第10条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年9月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別表)

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
事務費	県が算定した限度額 (国が示す妊婦のための支援給付事業費補助金の基準額に基づく)	妊婦支援給付金を現金その他確実な支払方法で支給するために必要な報酬、給料及び職員手当、共済費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	1 / 4